

【重要】2020年度サークルに関わる各種手続き等の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により未定となっていた標記の件について、以下に記載のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。なお、今後の社会情勢等により本内容に変更が生じた場合は記載内容を更新しますので、こまめに本内容を確認するようにしてください。

0. 確認項目について

- | |
|---|
| ☆ 公認サークル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・以下の <u>1～5</u> を確認のこと。 |
| ☆ 新規設立希望サークルを含む公認ではないサークル・・・・・・・・以下の <u>2・3・6</u> を確認のこと。 |

1. サークルに関わる各種情報の Web 申請について <2019年度公認サークルのみ対象>

以下の URL から必要事項を入力の上、7月13日(月)～22日(水) 23:59までに必ず申請してください。特に今後、サークル活動に関わる各種通知を行う場合、今回サークルより申請のある三役宛に行いますので、担当者ではなく必ず2020年度のサークル三役の情報を入力して申請してください。

なお、申請期間を過ぎての申請や通知対象者の変更はいかなる理由があっても認められませんので、期限内に必ず申請を行ってください。

【申請フォーム URL】

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=328164214>

※三役が変更になっている場合は7月3日(金)～9日(木)の間に kkd@list.waseda.jp まで変更内容を連絡してください。

※期限内に申請のなかったサークルについては、2020年4月7日までに大学に登録されている三役宛に今後の通知が届くことになり、サークル内で転送対応等を行う必要がありますので、注意してください。

※7月9日(木)以降、申請対象者の変更はできません。また、申請は三役のうちの1名が行ってください(三役全員が申請する必要はありません)。

※上記申請フォーム内には 2020年度公認サークル継続希望の有無についての確認項目がありますので、2020年度公認サークルの継続を希望しないサークルも必ず申請してください。

2. サークル新規設立申請・継続手続きについて

① 書類の提出期間について

- ・ 受付締切：2020年8月7日(金) 消印有効

※期間を厳守して提出してください。

※今後の社会情勢等によっては再度、変更となる場合もあります。

【重要】

- ・ 2020年度春学期に新規設立申請を予定していたサークルも上記締切までに必要書類を提出してください。なお、サークル講習会に参加した新規設立希望サークルは「サークル講習会受講証（サークル控え）」を、サークル講習会に参加できなかった新規設立希望サークルは「[誓約書（「サークル講習会受講証（サークル控え）」代替書類）](#)」を忘れずに提出してください。
- ・ 今年度は上記受付期間において秋学期の新規設立希望サークルの受付も同時に行います。申請に必要な資料については学生部 Web サイト（<http://www.waseda.jp/student/circle/haifu.html>）に掲載されている2020年度春学期用の提出書類をダウンロードし、必要事項を漏れなく記入の上、提出してください。

② 書類の提出方法について

2020年8月7日（金）消印有効で学生生活課まで郵送にて送付してください。学生生活課への郵送が必要な書類については、学生部 Web サイトに掲載されている「[書類受付票](#)」を参照してください。また大学院承認サークル（分類番号が「E」から始まるサークル）は各大学院事務所への提出となりますので、所属の大学院事務所に提出してください（所属の大学院事務所の案内に従ってください）。

なお、記載内容の不備に対する該当サークルへの連絡を極力軽減するため、サークル新規設立・継続書類を発送する前に学生部 Web サイト（<http://www.waseda.jp/student/circle/kounin.html>）に掲載されている「サークル手続き書類記入事項チェックリスト」を使用し、記載内容に不備や漏れがないかを確認した上で、[サークル新規設立・継続書類とサークル手続き書類記入事項チェックリスト](#)を郵送してください。

< 郵送に際しての注意事項 >

1) 郵送方法（指定）	各サークルで「角 2（A4 サイズ）」の封筒を用意の上、本案内 p.7 の郵送票に必要事項を記入し、封筒に貼り付けて発送してください。
2) 到着締切日	8月7日（金）消印有効。締切日を過ぎた消印のものは提出を無効とします。
3) 送料	サークル負担となります。
4) その他注意事項	郵便事故等は勘案しません。到着の有無にも答えられませんので、到着状況の確認を希望するサークルは「特定記録」や「レターパック」等の利用を推奨します。なお、レターパック利用の場合は、「2020年度サークル新規設立書類在中」または「2020年度サークル継続書類在中」と分かるよう発送してください。

【重要】

③ サークル新規設立・継続書類の署名・捺印について

・ サークル会長の署名・捺印

公認サークル・公認ではないサークルに関わらず、従来同様、学生が記載したサークル活動内容やその他申請内容のご確認をお願いいたします。なお、[手続方法として学生の大学への登校および会長との直接の接触を極力避けるため、PDFでのやり取りを学生に推奨しています](#)（ただし、サークル会長が直接署名・捺印をされることを妨げてはおりません）。詳細は以下の枠内をご確認ください。

サークルは各書類の必要事項を全て記入の上、サークル会長にその内容を確認いただく必要がありますので、必ず、[サークル会長の署名・捺印をいただければサークル新規設立・継続書類が完成する状態](#)でサークル会長へ署名・捺印を依頼してください。

- ① サークルにて署名・捺印の必要書類をサークル会長宛に PDF で送付（ただし、⑤会計報告書 領収書貼付用紙については領収書を重ねて貼ることより PDF 変換が難しいため、会長への送付は不要です）。
- ② サークル会長に内容を確認いただいた上で、署名・捺印をいただく。サークル会長より署名・捺印を行った書類をサークルへ返送いただく（会長からサークルへのフィードバックの意味合いによりサークルへ一度書類をお戻しいただく）。
- ③ 返送されたサークル新規設立・継続書類をサークルが郵送にて学生生活課へ提出。

サークル会長の署名・捺印は必ず会長ご本人にさせていただく必要があります。そのため、サークル会長より申請フォームにて学生生活課に必要書類を確認し、署名・捺印の上、返送を行った旨を申請いただきます。万が一、サークルより提出される書類とサークル会長の申請内容に相違がある場合は、事実確認を行う場合があります。

※すでにサークル会長より署名・捺印をいただいている書類は引き続き、有効です。改めて PDF でやり取りをする必要はありません。

※署名・捺印を直接いただく場合のサークル会長とのアPOINTはサークルにて行ってください。

※署名・捺印の必要書類は学生部 Web サイトに掲載されている「[はじめに](#)」を参照してください。

※各書類の PDF はコンビニのマルチコピー機等で対応が可能です。

※学生生活課より 2019 年度のサークル会長へも上記の署名・捺印に関するご連絡をしています。ただし、2020 年度よりサークル会長が変更となる場合は、現時点で学生生活課では新会長の情報を把握していないため、サークルから新会長へご連絡・ご説明をする必要があります。

※【参考】サークル会長用申請フォーム（サークルでは申請できません）

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=328164237>

・ サークル会員名簿の署名・捺印

署名・捺印をもらうことができないサークル員（新入生会員も含む）にメール等でサークルに所属する意思確認を行った上で、特例としてサークル会員名簿の記入が可能なサークル員による署名の代筆を認めます（代筆の対応を行ったことを明確にするため捺印は不要とします）。代筆も含めた 21 名以上のサークル会員名簿を 2020 年 8 月 7 日（金）までにサークル新規設立・継続書類と共に学生生活課まで郵送してください。

※すでに署名・捺印をもらっているサークル会員名簿は引き続き、有効です。

※署名・捺印をもらえたサークル員と代筆対応を行ったサークル員を区別するため、代筆対応を行うサークル員の会員名簿は別途作成してください。2020 年度サークル会員名簿は以下からダウンロード可能です。

<http://www.waseda.jp/student/circle/shinkan.html> <2020 年度サークル会員名簿>

なお、署名・捺印をもらえたサークル員と代筆対応を行ったサークル員とを混同したサークル会員名簿を作成してしまった場合、作り直しは不要ですので、その状態で学生生活課まで郵送してください。

※代筆対応を行ったサークル員のサークル会員名簿は「仮」の扱いとし、2020 年 10 月 15 日（木）までに該当のサークル員から署名・捺印をもらった「正式な」サークル会員名簿を再提出してください。

④ 結果発表について

結果発表は、2020年11月中旬に学生部 Web サイトに掲出予定です。

3. 課外活動補助金申請について

①申請

☆ 公認サークルおよび課外活動補助金の申請を希望する新規設立希望サークル

2020年8月7日（金）消印有効でサークル新規設立・継続書類と共に学生生活課まで郵送してください。

・公認サークルのうち、2020年度課外活動補助金申請で30万円コースまたは15万円コースを申請予定のサークルで、2020年2月25日～3月31日までのイベントを中止したことで、予定どおりの直接経費を積み上げられず補助金コース申請に影響が出る可能性があるサークルに限り、本案内 p.6 の「2020年度課外活動補助金申請に係る説明書」を提出してください。10万円コースを申請するサークルや、イベントを中止にしたものの影響はなかったサークルは提出不要です。

・課外活動自粛中のオンライン活動に関わる費用についても、サークルに帰属するものについては申請が可能です。申請を希望するサークルは、「課外活動補助金計画申請書」に申請計画内容を記入して提出してください（大学における査定の結果、個人帰属と判断されるものについては申請不可となります）。

☆ 公認サークル以外の団体、または個人

2020年8月7日（金）消印有効で「課外活動補助金計画申請書」と活動実態が分かる資料を学生生活課まで郵送してください。

※ 「課外活動補助金計画申請書」が手元にない場合は、学生部 Web サイト (<http://www.waseda.jp/student/circle/haifu.html>) に掲載されている該当書類をダウンロードしてください。申請前に「課外活動補助金申請要項（2020年度）」を熟読してください。

② 結果発表について

結果は、2020年11月中旬に Web 経由で発表予定です。

4. 三点書類等の取り扱いについて ＜公認サークルのみ対象＞

課外活動の自粛が続く中、2020年度の三点書類（「活動報告書」「合宿・遠征届」「イベント実施報告書」）・届出事項変更願の提出受付開始日および提出方法等については現在検討中ですので、現時点での提出は不要です。詳細が決定次第、学生部 Web サイト等を通じてお知らせします。

なお、6月26日付「課外活動自粛等継続および今後の段階的な再開について」の通知のとおり、8月2日（日）から9月20日（日）までの夏休み期間、課外活動による合宿・遠征は行わないでください。同様にサークルやサークル会員の自主的な集まり等によるコンパ、打ち上げ、イベントの開催等も新たな許可が出されるまで行わないでください。

5. 部室について ＜公認サークルのみ対象＞

・ 単独部室

2020 年度単独部室利用のための入退室登録等については詳細が決定次第、学生部 Web サイト等を通じてお知らせします。

・ 曜日指定部室

当初の予定では 6 月 23 日（火）より 2020 年度の曜日指定部室を利用可能としていましたが、学生会館の閉館に伴い、利用開始日は未定となります。新たな日程等は詳細が決定次第、学生部 Web サイト等を通じてお知らせします。

6. 登録（未公認）サークル申請書について

現時点では 8 月 3 日（月）以降学生生活課 3 番カウンターにて随時受付を開始する予定です。

＜問い合わせ先＞

早稲田大学学生生活課

メール：kkd@list.waseda.jp

< 郵送票：レターパック利用の場合、本紙の内容をレターパックに記入してください >

〒 1 6 2 - 8 6 4 4

新宿区戸山 1 - 2 4 - 1

早稲田大学 学生生活課（課外デスク）宛

サークル手続き書類在中

※2020年8月7日（金）消印有効

-----以下、サークルにて記入のこと（摩擦熱で消せるペンの使用不可。黒の油性・水性ボールペンで記入してください）-----

分類番号 <small>※新規設立希望サークルは記入不要です</small>	
サークル名	
発送者	住所：〒 — 氏名：